

富士市工業振興ビジョン
—後期事業計画—

FUJI CITY
industrial promotion vision

平成23年3月 富士市

【はじめに】



富士市では、工業活性化に向けた産業振興施策を体系的、計画的に推進していくため、「富士市工業振興ビジョン」を平成18年3月に策定し、基本目標である「元気あふれるモノづくりのまち富士」の実現に向け、地域産業の活性化に取り組んでいるところであります。

本ビジョンに基づく事業計画（計画期間：平成18～22年度）では、中小企業振興基本条例の制定や産業支援センターの設置、産業財産権取得補助制度の創設など基本方針に沿ったさまざまな事業を実施してまいりました。

本ビジョンは、本市の工業活性化に向けた指針となるものであり、長期的な考えのもと策定していることから、後期事業計画では、「基本目標」、「基本方針」などの基礎的な体系は継承しつつ、工業を取り巻く環境の変化等を把握したうえで、既存事業の活用状況や事業効果を整理するとともに事業者ニーズの変化に対応した新規事業の展開など基本方針に沿った取組や重点的に取り組む事業等を明らかにしています。

工業都市である富士市にとって産業振興は、「地域力」を高めるために不可欠であり、魅力あるまちづくりに繋がるものであると考えています。そのためにも本計画を効果的に実施していくことが重要であり、企業、関係団体、行政が新たな発想をもって互いに意欲的な取組をし、多様な「連携」をすることが必要となります。

本市の工業が更なる発展を遂げることをめざし、積極的に事業を進めてまいります。また、産業界のみならず、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

富士市長 鈴木 尚

【目 次】

第1章 ビジョンの概要	1
1 ビジョン策定の経緯	1
2 ビジョン策定の視点	1
3 基本目標	2
4 基本目標を達成するための3つの柱	2
5 3つの柱を具現化するための5つの基本方針	3
6 ビジョンの位置付け	3
7 ビジョンの推進	3
第2章 ビジョンの進捗	6
1 ビジョンに位置付けた事業の進捗	6
2 目標水準の達成状況	7
第3章 後期事業計画の策定にあたって	8
1 後期事業計画策定にあたっての基本的事項	8
2 後期事業計画策定の経過	8
3 取り組む事業の計画期間	8
4 工業を取り巻く環境の変化	9
5 富士市の工業の現状	10
第4章 ビジョンの内容	12
1 『Challenge』（チャレンジ 挑戦）	12
2 『Creation』（クリエーション 創造）	13
3 『Collaboration』（コラボレーション 連携）	14
4 『Charm』（チャーム 魅力）	15
5 『Support』（サポート 支援）	16
第5章 重点的に取り組む事業	18
第6章 目標水準	19
富士市中小企業振興基本条例	20

1 ビジョン策定の経緯

本市は、豊富な地下水や豊かな自然に恵まれたことに加え、東京・名古屋という大都市圏の中間地点に位置するという立地優位性を背景に、国内最大規模の集積にまで成長したパルプ・紙産業をはじめ、地域外から大手企業が進出し定着したことで発展した輸送用機械・化学工業・電気機械といったさまざまな産業が集積し、県下でも有数の活気ある工業都市として発展を遂げてきた。

しかしながら、近年、日本経済低迷の長期化に加え、ヒト、モノ、カネ、情報、技術などが国境を越えて移動する経済のグローバル化^{※1}が進展しており、安価な労働力や新たな市場を求めて、大企業はもとより中小企業においても海外への事業展開を加速させている。このため、わが国のモノづくり産業は、空洞化の危機に立たされており、本市においても、工業事業者の生産規模の縮小や事業の撤退をはじめとした影響がみられる状況となっている。

このような厳しい経済環境の下、本市の成長を支えてきたモノづくり産業が、再び元気を取り戻すためには、技術の高度化、製品の高付加価値化に加え、起業や創業の活発化、企業立地等の環境整備によって、本市で事業活動を行う魅力を一段と高めることが求められている。

このようなことから、本市の工業活性化に向けた産業振興施策を体系的、計画的に推進していくため、富士市工業振興ビジョンを平成18年3月に策定した。

2 ビジョン策定の視点

本ビジョンの策定にあたり、近年の行政需要の高まりに加え、限られた財源から最大限の効果をあげるため、以下の3つの視点に配慮している。

(1) 時代の変化に対応できる

少子高齢社会の進行や環境問題の深刻化、経済のグローバル化など、近年の社会・経済環境は大きく変化している。さらに、インターネットの普及に代表される急速な情報化の進展は、こうした変化のスピードを加速させている。そこで、このような社会・経済環境の変化に的確かつ柔軟に対応する。

(2) 企業が立地しやすい環境を整える

本市の工業事業者において、海外への生産拠点の移転や生産規模の縮小、事業の撤退などの傾向がみられており、平成3年をピークに工業事業所数や製造品出荷額等は減少しているため、内外から企業の立地を促すとともに、企業が本市で事業を展開しやすい環境を整える。

(3) 企業の自助努力を支える

本市の工業事業者は、厳しい国際競争に加え、環境問題への対応やコストダウン要請、高品質・高機能化など、さまざまな課題に直面している。この状況を克服するためには、新製品の研究開発や生産性の向上、技術の高度化、製品の高付加価値化など、企業自らが積極的に経営革新^{※2}や第二創業^{※3}に取り組むことが求められる。また、このような取組を支えるのは人材であり、企業では、優秀な人材を確保するため、賃金や待遇、衛生面などの労働環境の改善に努めることも求められる。そこで、このような企業の取組を促し支援する。

※1 経済のグローバル化

冷戦終結後の市場経済の世界的な拡大と生産の国際化によって、資金や人、資源、技術などの生産要素が国境を越えて移動し、各国の経済体制の開放や世界経済の統合が進むこと。

3 基本目標

『元気あふれるモノづくりのまち 富士』

市民がいきいきと豊かな生活を送り、明るいまちづくりを進めるためには、活発な産業経済活動が必要であるという基本的な考えのもと、基本目標を『元気あふれるモノづくりのまち 富士』と定め、本市のモノづくり産業が、再び元気を取り戻す環境整備に取り組み推進していく。

4 基本目標を達成するための3つの柱

基本目標を達成するため、具体的に目指すべき3つの柱を次のとおりとする。

(1) 『Vitality up』（バイタリティー・アップ）～旺盛な起業・創業や企業誘致による『活力』アップ～

新たな事業に果敢に挑戦する起業家や創業者を数多く輩出していくとともに、成長が期待される分野を中心に、新たな企業を呼び込むことで、新産業を創出・育成し、本市のモノづくり産業の活性化を促し、新たな『活力』を与える。

(2) 『Version up』（バージョン・アップ）～多様な産業集積へ個性派企業を目指した『企業力』アップ～

各企業が活発な企画提案や研究開発等によって付加価値を創造していく個性派企業への転換を図り、世界を相手にした競争に打ち勝つ『企業力』を養い、産業集積の高度化と活性化を図ることが求められる。

(3) 『Value up』（バリュー・アップ）～産業集積が進む工業都市としての『価値』アップ～

起業・創業や企業誘致による新たな産業の集積や、各企業による経営革新等を通じた地域産業の高度化、創造性や挑戦意欲に溢れた人材の活発な交流など、本市工業全体の活性化につながる環境が整備された都市となることによって、集積内に立地する『価値』が自然と高まり、さらなる集積が進む好循環のメカニズムを持つ工業都市となることが重要なポイントとなる。

※2 経営革新

企業が環境変化に対応して経営戦略を構築し直し、その経営戦略に基づいて経営資源を効率的に配分することで課題を解決していく経営活動のこと。

※3 第二創業

既に創業している事業者が異なった事業を開発すること、または、時代の変化にあわせて本業とは異なった市場を開拓したり、製品・サービスを新たに開発すること。

5 3つの柱を具現化するための5つの基本方針

3つの柱を具現化するため、次に掲げる5つの基本方針に基づき取り組んでいく。

(1) 『Challenge』（チャレンジ 挑戦）～挑戦意欲ある人材の確保・育成～

チャレンジ精神や意欲のある人材の育成に努めることで、新産業の創出を担う起業家やモノづくりを支える若者を輩出するとともに、優秀な人材の就業・定着を促進する。

(2) 『Creation』（クリエーション 創造）～産業・企業の高度化・高付加価値化の推進～

新製品の開発や経営革新等の促進、新産業の創出など、市内企業における経営の高度化や高付加価値化を進めるとともに、これら新事業等を軌道に乗せるための販路の開拓を支援する。

(3) 『Collaboration』（コラボレーション 連携）～多様なネットワークの構築～

異業種交流会や産学官交流会などを幅広く開催し、イノベーション^{※4}のきっかけとなる交流機会の充実を図るとともに、研究機関や支援機関等とのネットワークの構築に努め、相互理解と相互利用を促進する。

(4) 『Charm』（チャーム 魅力）～企業の立地意欲が高まる環境の整備～

工業団地の整備や立地優遇制度の充実、地震などの大規模災害発生に伴うリスク軽減や環境保全への取り組みに対する支援などにより、企業が立地したくなる環境を整備する。

(5) 『Support』（サポート 支援）～工業振興推進体制の確立～

本市の工業振興に向けて、『挑戦』『創造』『連携』『魅力』に掲げた内容を効率的かつ効果的に推進する体制を確立する。

6 ビジョンの位置付け

本ビジョンは、本市の工業活性化に向けた産業振興施策を体系的、計画的に推進する上での指針となるものである。

本ビジョンでは、本市のまちづくりや行財政運営の指針である「富士市総合計画」との整合を図りつつ、工業都市としてのあるべき姿を表した「基本目標」と、それを具現化していくための「基本方針」と「施策の方向」を明らかにしている。

7 ビジョンの推進

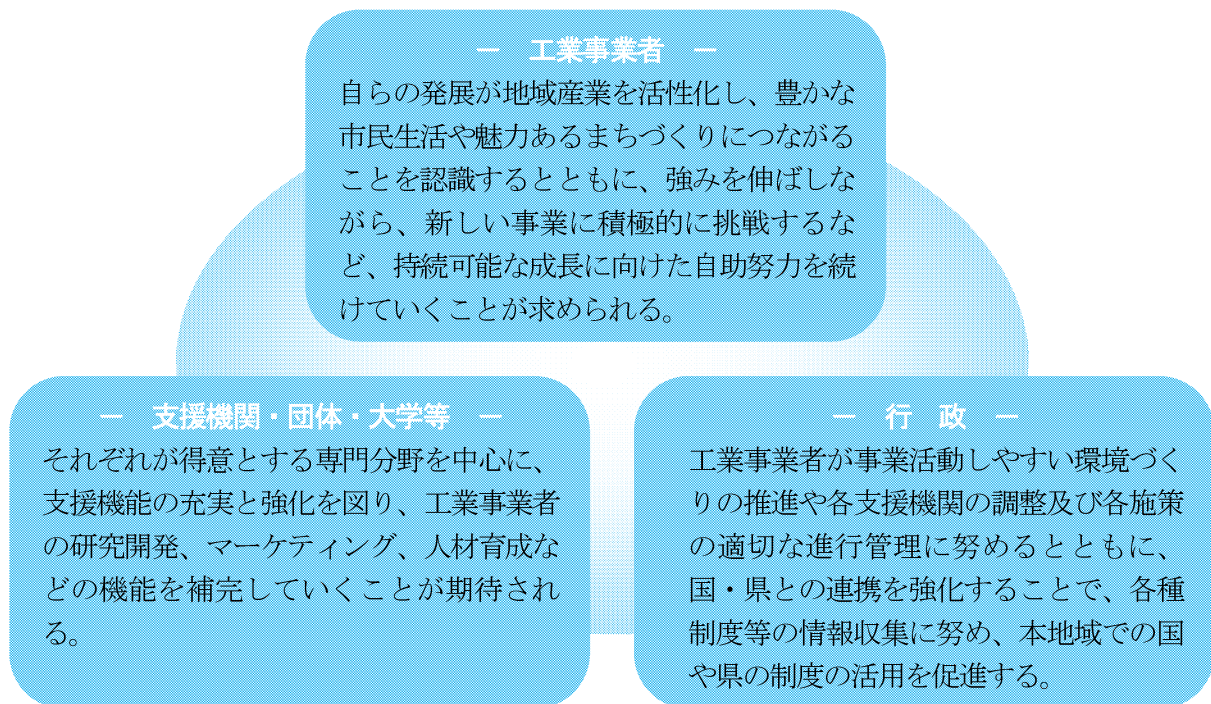
(1) 連携と役割分担による推進

工業事業者を取り巻く環境がますます大きく変化すると予想される中、本ビジョンに掲げられた基本目標を実現するためには、行政だけでなく、地域全体で基本目標を共有し、一体となって取り組んでいくことが必要となる。

このことから、本ビジョンの推進にあたっては、産業活動の主体である工業事業者をはじめとして、行政、商工団体、大学、公的支援機関などが相互に協力・連携しあいながら、地域工業の特性や実情を踏まえて、柔軟かつ適切に対応し、各主体が、次のような役割を果たしていくことと定めている。

※4 イノベーション

技術革新。新製品の開発や新しい資源の発見など、従来のものに代わって新規のものが登場すること。



（2）連携と役割分担による推進

「計画を立てて（Plan）、実行し（Do）、一定期間経過後に評価をすることで（Check）、改善策を検討する（Action）」という工程を継続的に繰り返す「マネジメントサイクル」の仕組み・考え方を取り入れて、効果的かつ効率的な推進を目指し、「富士市工業振興会議」を設置し、本ビジョンの進行管理を一元的に行うとともに、企業のニーズを的確に把握し、事業環境の変化に対して迅速かつ柔軟に対応するよう取り組んでいる。

<富士市工業振興会議>

- | | |
|-------|---------------------------|
| ・事業内容 | 施策の進行管理と評価、課題の検討、企業ニーズの把握 |
| ・委員構成 | 工業事業者・学識経験者・市民・産業支援機関 など |

〔ビジョンの体系〕

基本目標

『元気あふれるモノづくりのまち 富士』

具現化への柱

『Vitality up』
(バイタリティー・アップ)

旺盛な起業・創業や企業誘致による『活力』アップ

『Version up』
(バージョン・アップ)

多様な産業集積へ個性派企業を目指した『企業力』アップ

『Value up』
(バリュー・アップ)

産業集積が進む工業都市としての『価値』アップ

基本方針

『Challenge』
(チャレンジ 挑戦)

挑戦意欲ある人材の確保・育成

『Creation』
(クリエーション 創造)

産業・企業の高度化・高付加価値化の推進

『Collaboration』
(コラボレーション 連携)

多様なネットワークの構築

『Charm』
(チャーム 魅力)

企業の立地意欲が高まる環境の整備

『Support』
(サポート 支援)

工業振興推進体制の確立

施策の方向

モノづくりを担う人材の育成

多様な人材の確保

起業家の育成

経営革新の促進

新産業の創出・育成

販路開拓支援

異業種・産学官の交流・連携の促進

各支援組織の連携の強化

企業誘致・企業留置の推進

大規模災害発生に伴うリスクの軽減

環境保全に対する取り組み支援

支援環境の整備

多様な資金調達手段の提供

第2章 ビジョンの進捗

1 ビジョンに位置付けた事業の進捗

本市は、平成18年度より「富士市中小企業振興基本条例」の制定や「工業振興会議」の設置、「富士市産業支援センター」の整備など、工業振興ビジョンに基づいた取組を推進している。

本ビジョンに位置付けられた事業は、計画策定前から実施していた継続事業が22事業、平成18年度以降に実施すべきとして掲載した事業が16事業あり、新規事業で実施したものは14事業と、新規事業実施率は約9割となっている。また、経済変動対策貸付資金利子補給事業など5事業を追加実施している。

前期に位置付けられた事業（○新規事業、■未実施事業）

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ・発明くふう展事業 | ・中小企業経営活性化資金融資事業 |
| ・ふじマイスター事業 | ・小口資金利子補給事業 |
| ・就職説明会開催事業 | ・短期経営改善資金利子補給事業 |
| ・起業家支援セミナー事業 | ○次世代経営者育成事業 |
| ・異業種交流会促進事業 | ○モノづくり企業人材確保支援事業（■） |
| ・はばたき支援事業 | ○企業&OB人材マッチング事業 |
| ・再生紙利用促進事業 | ○ステップアップセミナー事業 |
| ・工業系用途地域内基盤整備事業 | ○経営革新支援事業 |
| ・企業立地促進事業 | ○工業所有権取得助成事業 |
| ・流通業務市街地整備事業 | ○地場産品アピールアップ事業 |
| ・田子の浦港整備推進事業 | ○富士市工業ガイド作成事業 |
| ・新富士駅周辺地区・B地区多目的施設整備事業 | ○地域内支援機関ネットワーク事業（■） |
| ・企業防災推進事業 | ○工業団地建設事業 |
| ・既存建築物耐震性向上事業 | ○工場ふれあい事業 |
| ・環境保全資金貸付金利子補給事業 | ○(仮)富士市中小企業振興条例創設事業 |
| ・環境マネジメントシステム構築支援事業 | ○(仮)富士市工業振興会議創設事業 |
| ・環境アドバイザー派遣事業 | ○モノづくり企業支援情報発信事業 |
| ・ペーパースラッジ焼却灰有効利用事業 | ○展示会・見本市開催事業 |
| ・就労と子育ての両立の推進 | ○(仮)富士市産業支援センター整備事業 |

前期に追加し実施した事業

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ☆ふじ好奇心大学開催事業 | ☆専門家派遣事業 |
| ☆事業継続計画（BCP）普及促進事業 | ☆小規模企業者貸付資金利子補給事業 |
| ☆経済変動対策貸付資金利子補給事業 | |

2 目標水準の達成状況

総体的な目標としている製造品出荷額等については、市町村合併による増加があったことから、平成20年時点では中間目標の値を上回り、基本方針ごとの目標においては、「開業率と廃業率」、「1事業所当りの粗付加価値額」、「経営革新計画の承認企業数」及び「市外からの新規企業の立地件数と雇用者数」などが到達していないものの、その他の項目については、概ね目標の達成が見込まれる。

総体的な目標

製造品出荷額等を10年後（平成27年）に過去のピーク時の水準に戻す
 ピーク時の製造品出荷額等は、平成3年の1兆7,903億円 ※旧富士川町の平成3年時 884億円は加算していない。

指 標	ビジョン策定時	平成20年	平成21年	目標水準 (平成22年)
製造品出荷額等	1兆3,152億円	1兆5,839億円	1兆3,513億円	1兆5,600億円

基本方針ごとの目標

指 標	ビジョン策定時	平成21年度	目標水準 (平成22年)
①『Challenge』（チャレンジ 挑戦）			
OB人材登録人数と マッチング成立件数	OB人材登録人数 21人 マッチング成立件数 累計1件	33人 累計96件	70人 累計50件
起業家支援セミナー 受講者のうちの起業者数	累計16人	累計45人	累計50人
開業率と廃業率	開業率<廃業率	開業率<廃業率	開業率>廃業率
②『Creation』（クリエーション 創造）			
1事業所当たりの粗付加価値額 ※年単位	5億4,200万円	5億400万円	6億4,000万円
「中小企業新事業活動促進法」にお ける「経営革新計画」承認企業数	17件/年間	26件/年間	35件/年間
公開特許公報発行件数	440件/年間	548件/年間	500件/年間
③『Collaboration』（コラボレーション 連携）			
異業種交流会による 新製品の開発件数	累計1件	累計5件	累計3件
富士市工業ガイドへの 掲載企業数	—	累計150社	累計200社
「中小企業新事業活動促進法」にお ける「新連携」認定企業数	累計0件	累計3件	累計3件
④『Charm』（チャーム 魅力）			
市外からの新規企業 の立地件数と雇用者数	企業立地件数：2件/年間 雇用者数：37人/年間	7件/4年間 81人/4年間	15件/5年間 280人/5年間
⑤『Support』（サポート 支援）			
富士市産業支援センターへ の相談人数	—	1,758人/年間	300人/年間
市工業振興課のウェブサイト へのアクセス件数	1,873件/年間	4,480件/年換算	3,800件/年間

1 後期事業計画策定にあたっての基本的事項

(1) 基本的な考え方と留意点

本ビジョンは、本市の工業活性化に向けた産業振興施策を体系的、計画的に推進する上での指針となるものであり、長期的な考えのもと策定していることから、「第五次富士市総合計画（平成23年度から平成32年度）」との整合性を確認しつつ、「基本目標」、「基本方針」などの基礎的な体系は継承するものとする。

また、工業を取り巻く環境の変化等を把握した中で、既存事業の活用状況や事業効果を整理するとともに事業者ニーズの変化に対応した新規事業の提案など基本方針に沿った取組や重点的に取り組む事業、目標水準を精査し見直しをするものとする。

<留意点>

- ・既存事業の整理（活用状況、事業効果、財政負担）
- ・新規事業の提案（事業者ニーズに基づく事業展開等）
- ・将来を見据えた産業基盤づくり（人材育成、新産業の創出等）
- ・国及び県の施策の効率的活用

(2) 後期事業計画策定の視点

後期事業計画は、次の視点を踏まえて策定する。

－重点項目の設定－

今後5年間を見た場合、本市が直面する課題は企業誘致・留置と企業の経営安定・発展であり、市の魅力向上とさらなる企業支援に取り組む必要がある。また、将来に向けた工業都市存続のためには、起業や創業及び新産業の創造に取り組む人材の育成が重要な意味を持つと考えられる。

－効果的な事業展開－

未実施事業の検討や既存事業の整理を行うとともに、事業者ニーズや潮流への対応を十分考慮した中で、より効率的、効果的に事業を展開していく必要がある。

2 後期事業計画策定の経過

(1) 策定体制

後期事業計画の策定にあたり、本ビジョンの事業計画の進行管理を行っている「富士市工業振興会議」（学識経験者2名、工業事業者3名、商工団体2名、市民公募2名、金融機関2名、行政1名）において検討を行った。

(2) 意見聴取

後期事業計画の策定にあたり、産業界の意見を反映するとともに、事業者の産業振興施策に対するニーズを把握するため、富士商工会議所をはじめ、富士市商工会、社団法人静岡県紙業協会、社団法人静岡県紙パルプ技術協会等にヒアリング調査を実施した。

3 取り組む事業の計画期間

後期事業計画の取組期間については、平成23年度から平成27年度の5年間とする。

なお、工業を取り巻く環境の変化が一層予想されることから、前期事業計画と同様に状況に応じて、逐次、見直ししていく。

4 工業を取り巻く環境の変化

わが国の工業を取り巻く環境の変化は、経済のグローバル化の進展や人口減少・少子高齢化社会の到来、情報化社会の進行などにもとない一段と変化のスピードを速めており、本市においてもこれらの変化に加え、市町の合併や地域間競争の激化など工業を取り巻く環境は確実に変化している。

・国際経済の影響

米国の金融危機に端を発した世界同時不況により、自動車製造業等の輸出産業を中心とした外需が低迷し、雇用にも大きな影響が及んだ。現在は回復基調にあるもの、円高による輸出産業を中心とする経済活動への影響も懸念されており先行き不透明である。

・国際化への対応

予想を上回る経済のグローバル化の進展により、生産基盤が、大きな市場を有する中国や東南アジアをはじめとする新興国に移行しているため、海外生産比率は年々上昇しており、今後さらに増加していくものと予測されている。

・市町村合併

平成20年11月の旧富士川町との合併により、面積が30.92km²、人口が16,948人（平成19年4月1日現在）それぞれ増加し、工業に関する部分においても、事業所が92社、従業員が2,871人、年間製造品出荷額も945億円（平成19年工業統計調査）の増加となった。

・工業団地の完成

平成19年10月より大淵地区で造成工事が進められてきた総面積42.57ha、全17区画の「富士山フロント工業団地」が平成21年9月に完成し、新たな産業活動の拠点として期待されている。



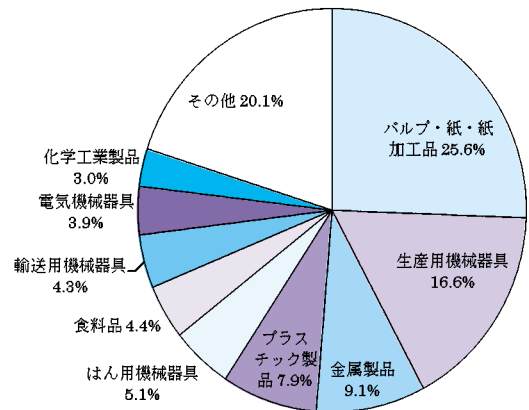
5 富士市の工業の現状

平成 21 年工業統計調査（従業者 4 人以上の事業所）では、本市の製造事業所数は 957 事業所、従業者数は 35,038 人、製造品出荷額等は 1 兆 3,513 億 2,893 万円となっている。

事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）
957	35,038	1,351,329

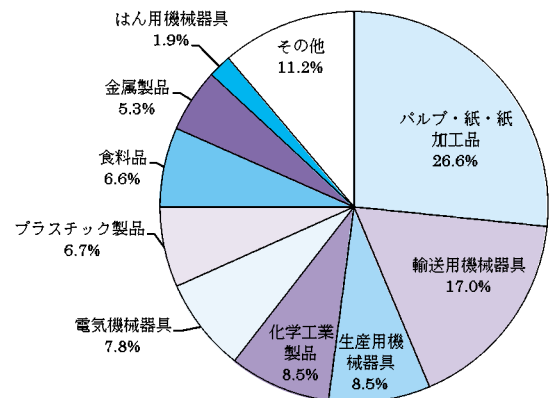
（1）事業所数

事業所数を業種別にみると、地場産業であるパルプ・紙・紙加工品が 245 事業所と最も多く、全事業所の 25.6%を占めている。以下、生産用機械器具の 159 事業所（16.6%）、金属製品の 87 事業所（9.1%）、プラスチック製品の 76 事業所（7.9%）となっている。



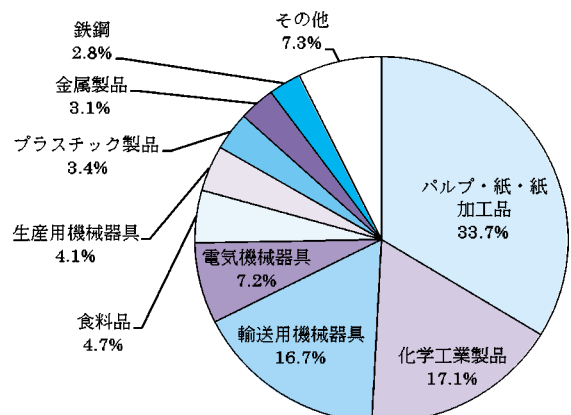
（2）従業者数

従業者数を業種別にみると、パルプ・紙・紙加工品が 9,319 人と最も多く、全従業者数の 26.6%を占めている。以下、事業所数では 7 番目だった輸送用機械器具の 5,970 人（17.0%）、生産用機械器具の 2,969 人（8.5%）、化学工業製品の 2,961 人（8.5%）、電気機械器具の 2,727 人（7.8%）となっている。



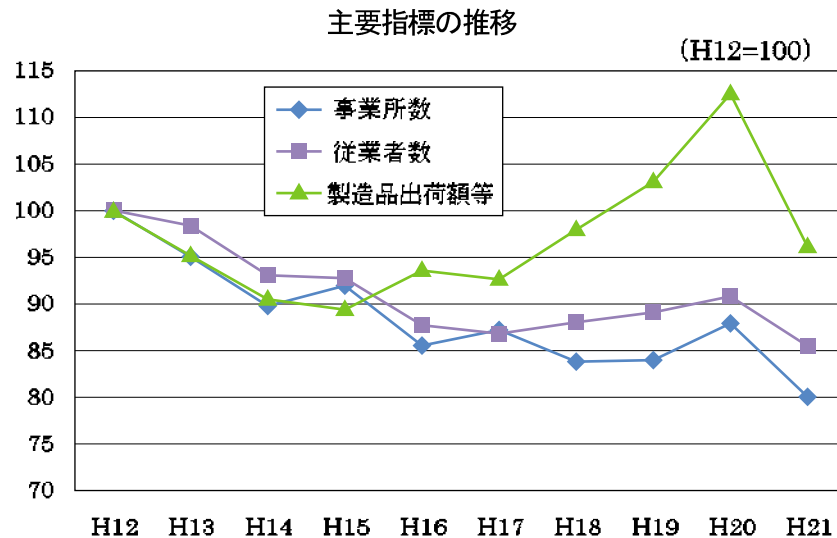
（3）製造品出荷額等

製造品出荷額等を業種別にみると、パルプ・紙・紙加工品が 4,558 億円と全体の 33.7%を占めており、地場産業であるパルプ・紙・紙加工品が本市の中心産業であることがわかる。以下、化学工業製品の 2,310 億円（17.1%）、輸送用機械器具の 2,259 億円（16.7%）、電気機械器具の 966 億円（7.2%）となっている。



(4) 富士市の工業の10年間の動向

平成12年を100とした場合の主要指数の推移をみると、事業所数は基準年に比べ減少傾向にあり、平成18年から平成20年にかけて横ばいから増加に転じたが、平成21年には前年比△9.0%と急減している。また、従業者数に関しては、事業所数と同様に基準年に比べ減少傾向にあるものの、平成17年を境に増加傾向に転じたが、平成21年には前年比△5.9%減少率となっている。製造品出荷額等については、平成15年を境に減少から増加に転じ、平成20年には基準年に比べ12.6%の増加となったが、平成21年には前年比△14.7%と急減している。



(5) 県内他市との比較

製造品出荷額等を県内の他市と比較すると、本市は長年にわたって浜松市に次ぐ第2位の位置を維持してきたが、平成14年に浜松市、磐田市に次ぐ第3位に後退し、その後市町村合併等もあり、平成17年から平成20年は第6位、平成21年は第5位となっている。

製造品出荷額等の県内の市別順位

単位：百万円,%

年	県全体	1位	2位	3位	4位	5位	6位
H17	17,322,744	浜松市 2,753,302 (15.9)	磐田市 2,067,900 (11.9)	静岡市 1,622,227 (9.4)	掛川市 1,446,915 (8.3)	湖西市 1,330,595 (7.6)	富士市 1,301,973 (7.5)
H18	18,234,667	浜松市 2,849,996 (15.6)	磐田市 2,479,215 (13.6)	静岡市 1,644,305 (9.0)	湖西市 1,464,278 (8.0)	掛川市 1,450,219 (8.0)	富士市 1,376,820 (7.6)
H19	19,410,264	浜松市 3,225,665 (16.6)	磐田市 2,468,155 (12.7)	静岡市 1,759,508 (9.1)	湖西市 1,668,538 (8.6)	掛川市 1,525,721 (7.9)	富士市 1,448,780 (7.5)
H20	19,177,718	浜松市 2,869,350 (15.0)	磐田市 2,339,818 (12.2)	静岡市 1,845,170 (9.6)	湖西市 1,760,744 (9.2)	掛川市 1,611,214 (8.4)	富士市 1,583,934 (8.3)
H21	15,050,953	浜松市 2,098,101 (13.9)	磐田市 1,621,186 (10.8)	静岡市 1,542,664 (10.2)	湖西市 1,407,746 (9.4)	富士市 1,351,329 (9.0)	掛川市 1,248,141 (8.3)

資料：工業統計（平成19年以前の数値に旧富士川町分は含まない）

※従業員4人以上の事業所の数値

※カッコ内は県内における割合

1 『Challenge』（チャレンジ 挑戦）～挑戦意欲ある人材の確保・育成～

施策の方向

（1）モノづくりを担う人材の育成

モノづくりに挑戦する人材を輩出する素地をつくるため、発明くふう展などにより、市民のモノづくりへの関心を高める。また、これからのモノづくりを支える若者を育成するため、これまで蓄積された高度なモノづくり技術・技能等を維持・継承していく環境を整備する。

（2）多様な人材の確保

高度な技能・技術や研究開発力、営業力、若さなど人材に対する多様な企業ニーズに対応するため、企業を退職した高度なノウハウ等を持つOB人材の活用や各種就職説明会の開催などにより、市内企業が円滑に人材を確保できる環境を整える。

（3）起業家の育成

新たな産業の苗床となる起業家・創業者の輩出を促進するため、各種セミナーの開催や資金調達手段の充実を図り、起業・創業にチャレンジしようとする人材を支援する。

取り組む事業

（1）モノづくりを担う人材の育成

・発明くふう展事業

創意工夫することで発明・工夫に対する関心を高め、創造や科学する心を広く培うため、発明くふう展を開催する。

・次世代経営者育成事業

若手経営者を育成するため、次世代の経営を担う後継者等を対象に、経営を取り巻く環境や産業経済状況、さらには経営革新につなげるために必要な知識・手法等に関する講座を開催する。

・ものづくり体験事業（新規）

工業都市を支える次代の担い手を育成するため、教育機関や企業と連携し、ものづくりに対する興味や魅力を実感できるものづくり教室を開催する。

（2）多様な人材の確保

・企業&OB人材マッチング事業

技術・技能などノウハウを持った働く意欲のあるOB人材を活用するため、商工団体と連携を図りながら、事業課題の克服や新事業の展開を図ろうとする中小・ベンチャー企業とOB人材とのマッチング事業を展開する。

（3）起業家の育成

・起業活性化事業（新規）

起業に意欲のある人たちに広い視点で起業意識を高めるため、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスといった起業ツールを活用したセミナー等を開催する。また、起業を目指す人たちが積極的に起

業できるよう、起業に係る基礎知識を学ぶセミナーや起業後に抱えるさまざまな課題の解決を目的に実践的なセミナーを開催する。

・開業資金利子補給事業（新規）

新たな事業に取り組む事業者等が円滑な事業展開が図れるよう、指定金融機関から開業資金を借り受けた場合、これに対し利子補給金を交付する。

2 『Creation』（クリエーション 創造）～産業・企業の高度化・高付加価値化の推進～

施策の方向

（1）経営革新の促進

市内企業における製品の高付加価値化や産業の高度化を図るため、経営革新に関するセミナー・交流会等の開催や産業財産権取得を支援するとともに各種支援情報を提供し、市内企業が取り組む新たな事業活動や異分野への展開、独自製品・独自技術の開発等を促進する。

（2）新産業の創出・育成

新たな産業分野を集積させるため、新産業の苗床となる新製品・新技術の開発や起業家等の育成を促進するとともに、新産業に対する支援を充実させる。

（3）販路開拓支援

新たな販路の開拓を促進するため、展示会や見本市の出展費用を助成するとともに富士市産業交流展示場「ふじさんめっせ」の活用などにより、市内企業の販売・営業活動を支援する。

取り組む事業

（1）経営革新の促進

・経営革新支援事業

企業が行う新分野進出、新商品開発等のさまざまな経営課題の克服を支援するため、商工団体と連携を図りながら、経営者交流会やセミナー等を実施する。

・産業財産権取得助成事業

中小企業の新技術・新製品の開発を促進し、その製品及び技術を保護するため、特許権等の取得経費を助成する。

・専門家派遣事業

各産業支援機関と連携した中小企業等の課題解決を支援し、各支援機関の相談業務を補完するため、専門家の派遣費用を助成する。

・紙のまち振興事業（新規）

富土地域の再生家庭紙の利用を促進するとともに、紙産業全般の振興を図るため、紙フェスタや紙の博覧会といったイベントを開催し、紙のまち富士市を積極的に発信する。

（2）新産業の創出・育成

・次世代産業開拓事業（新規）

将来の本市を支える次世代の産業の創出を目的に、先端技術や新分野に関するセミナー等を開催する。

（3）販路開拓支援

・はばたき支援事業

自社の新製品等を、展示会や見本市に出展し、販路拡大に努めようとする中小企業等に対して、出展経費の一部を助成するとともに、各種展示会等の開催情報の提供を強化する。

・再生紙利用促進事業

再生家庭紙の利用促進を図るため、富土地域再生家庭紙利用促進協議会の開催や利用促進キャンペーンを実施し、また紙モニター等からの意見や情報を収集する。

・地元製品PR事業（新規）

中小企業等が開発した製品等の販路開拓を支援するため、県の進めるトライアル発注制度の周知を図るとともに、富士ブランド認定品や異業種交流会等で作成した製品等を展示するなど、市民のものづくりに対する意欲を高める。

3 『Collaboration』（コラボレーション 連携）～多様なネットワークの構築～

施策の方向

（1）異業種・産学官の交流・連携の促進

富士山麓医療関連機器製造業者等交流会をはじめとした異業種交流会を開催するとともに、県が掲げる「ファルマバレー構想」の各種取組への市内企業の参画を促すなど、新製品開発のきっかけとなる交流機会などの充実を図る。

（2）各支援組織の連携の強化

総合的な支援体制を確立し、効率的かつ効果的な支援を展開するため、各研究機関や支援機関等の連携を強化するとともに、相互理解を深め、各種支援を効率的に活用できるよう相互利用を促進する。

取り組む事業

（1）異業種・産学官の交流・連携の促進

・異業種交流会促進事業（拡充）

異業種交流や産学官連携を促進し、新製品・新技術開発等を支援するため、富士山麓医療関連機器製造業者等交流会を開催するとともに、他の異業種交流会との交流を促進するなど、さらなる活性化を図る。

・産学官連携研究等推進事業（新規）

産学官連携による産業の振興を図るため、県のファルマバレープロジェクトや富士山麓アカデミック＆サイエンスフェアに対し支援を行う。また、県富士工業技術支援センターや沼津工業高等専門学校などとの連携を図り、出張相談会の開催や共同研究の促進を図る。

- ・ものづくりデータベース活用事業

市内企業情報を収集し、企業の魅力や特徴を広くPRする「富士市ものづくりデータベース」を充実するとともに、データベースの活用を促進する。

(2) 各支援組織の連携の強化

- ・産業支援ネットワーク事業（新規）

事業者等が効率的・効果的に支援策の活用が図られるよう、市及び各支援機関等が実施する各種支援事業を円滑に検索できるシステム「(仮称) 企業支援ボックス」を構築する。また、事業者向け支援策に関するニーズ把握と各機関連携による効果的、効率的な支援メニューの創造をめざして、地域内産業支援機関との意見交換を行う。

4 『Charm』（チャーム 魅力）～企業の立地意欲が高まる環境の整備～

施策の方向

(1) 企業誘致・企業留置の推進

本市に立地する魅力を高めて、市外からの新たな企業の誘致や富士発のベンチャー企業を含めた既存企業の市内での事業拡大を促進するため、道路や港等のインフラ整備を進めるとともに、地理的な立地の優位性や交通インフラ環境などを広くPRする。

(2) 大規模災害発生に伴うリスクの軽減

大規模災害発生に伴うリスクを軽減するため、市内企業への事業継続計画（BCP）の普及を促進するとともに、企業防災に関する情報の提供や工場等の耐震診断に対する補助制度などを活用する。

(3) 環境保全に対する取り組み支援

環境共生型の事業活動要請の高まりにともない、市内企業等の環境保全への取組を支援するため、環境保全資金貸付金利子補給制度の活用促進を図るとともに、地場産業である製紙産業から排出されるペーパースラッジ焼却灰の有効利用の推進を図る。

取り組む事業

(1) 企業誘致・企業留置の推進

- ・企業立地促進事業

「企業立地優遇制度」を、市内外において幅広くPRするとともに、既存企業の事業規模拡大を支援する。また、環境エネルギー機器やLED等の光・電子産業などの新産業及びファルマバレープロジェクト関連企業を中心とした戦略的な誘致活動を行う。併せて、新東名高速道路（仮称）富士IC周辺に建設中である流通業務地への物流関連企業の誘致を推進していく。

- ・田子の浦港整備推進事業

港湾施設の整備、泊地航路の増深事業を推進し、船舶の大型化への対応を図り、地元の港湾利用企業が輸送効率を高めることで国内の企業間競争に勝ち抜き、さらに発展していくための基盤が整備されるよう国・県へ要望する。

・ポートセールス推進事業（新規）

岳南地域の海の玄関口であり、県東部はもとより、山梨県周辺地域の産業経済を支える流通の拠点としての役割を担ってきた田子の浦港のさらなる利活用を促進する。

（2）大規模災害発生に伴うリスクの軽減

・事業継続計画（BCP）普及促進事業

市内企業の危機管理体制の確立を促進するとともに、企業の競争力向上と経営安定化制度の有効利用につなげていくため、BCP策定セミナーを産学官連携で開催する。

（3）環境保全に対する取り組み支援

・環境保全資金貸付金利子補給事業

中小企業等の環境保全に要する資金の融資を円滑にし、環境保全の促進を図るため、指定金融機関から環境保全資金を借り受けた場合、これに対し利子補給金を交付する。

・ペーパースラッジ焼却灰有効利用事業

地場産業である製紙産業から排出されるペーパースラッジ（PS）焼却灰の再利用率を高めるため、既に製品化されたPS関連商品の利用促進やPS焼却灰を原料とした製品の開発・商品化を支援する。

・工場見学促進事業（新規）

自社・自社製品のアピール機会を創出するため、工場見学の受入体制の構築するための環境整備に対する支援を行うとともに、市ウェブサイトの掲載や観光交流ビューローとの連携を図るなど、有効な活用を図る。

5 『Support』（サポート 支援）～工業振興推進体制の確立～

施策の方向

（1）支援環境の整備

企業支援の総合的な調整相談窓口である産業支援センターを運営するとともに、県が推進する6次産業化^{※5}について市内企業のビジネス展開を支援する環境づくりを推進する。

（2）多様な資金調達手段の提供

市内の起業・創業者や中小企業等の資金調達を円滑にするため、本市の制度融資や利子補給をはじめ、国や県などの創業支援資金やベンチャーファンド^{※6}などに関する情報を発信するなど、多様な資金調達手段を提供する。

取り組む事業

（1）支援環境の整備

・産業支援センター運営事業

事業者等のかかえる課題の迅速な解決を図るため、各支援機関と連携し、トータルな支援を提供する産業支援のポータルセンターを運営する。

※5 6次産業化

1次産業（農林水産業）が2次産業・3次産業と連携・異業種交流して経営の複合化・多角化を進めること。

※6 ベンチャーファンド

ベンチャー企業への投資を専門的に行うベンチャーキャピタルなどが中心となって、機関投資家や富裕な個人から資金を集めて組成されたファンドのこと。

- ・ **情報通信技術有効活用促進事業（新規）**

情報化時代に対応した情報ツール有効活用を推進するため、中小企業に対しクラウド※⁷をはじめとする情報通信技術の活用に関するセミナーを開催する。

- ・ **6次産業化支援事業（新規）**

産業間の連携による地域産業の活性化を図るため、農商工連携や新連携を促進するなど、農業に係るビジネス展開を支援する。

（2）多様な資金調達手段の提供

- ・ **中小企業経営活性化資金融資事業**

中小企業等の構造改善並びに経営の合理化及び安定化に寄与するため、近代化資金及び経営改善資金の融資を実施する。

- ・ **小口資金利子補給事業**

小規模事業者の経営の安定化及び合理化を促進し、小規模事業者の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対する利子補給金を交付する。

- ・ **短期経営改善資金利子補給事業**

中小企業等の経営の安定化及び合理化を促進し、中小企業等の健全な発展に資するため、その事業活動に係る一時的に必要となった資金を貸し付けた金融機関に対する利子補給金を交付する。

- ・ **経済変動対策貸付資金利子補給事業**

経済活動の停滞等により経営の安定に支障をきたしている中小企業者を支援し、中小企業者等の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対する利子補給金を交付する。

- ・ **小規模企業者貸付資金利子補給事業**

信用力の弱い小規模企業者の経営の安定化及び合理化を促進し、小規模事業者の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対する利子補給金を交付する。

※7 クラウド

インターネットをベースとしたコンピュータの利用形態のことであり、ユーザーはコンピュータ処理をネットワーク経由で、サーバとして利用する。

第5章 重点的に取り組む事業

本ビジョンにおける基本目標の実現を図るため、3つの柱に基づく5つの基本方針を掲げたが、それぞれの取り組む事業の中から、後期事業計画において強化推進するものとして、以下の事業を先導的に取り組む事業として位置づける。

1 『Challenge』（チャレンジ 挑戦）～挑戦意欲ある人材の確保・育成～

— ものづくり体験事業 —

工業都市としての伝統を守り、将来にわたる地域産業の活性化を図るため、子どもから高齢者まで、「ものづくりのまち 富士」を醸成する取組を進めるとともに、重要な課題となっている中小企業の事業承継の解決を目指し人材の育成を推進する。

2 『Creation』（クリエーション 創造）～産業・企業の高度化・高付加価値化の推進～

— 紙のまち振興事業 —

本市には、再生家庭紙の製造を中心とする企業はもとより、洋紙や板紙及び原紙など、さまざまな紙関係の事業所が立地している。今後、紙産業全般の振興を図るために、市民や教育機関も取り込んだ中で、紙フェスタや紙の博覧会といったイベントを開催し、「紙のまち富士市」を国内、さらには海外に対しても発信していく。

3 『Collaboration』（コラボレーション 連携）～多様なネットワークの構築～

— 異業種交流会促進事業 —

企業間連携は、中小企業の活性化にとって有効な手段と評価されていることから、企業や教育機関及び産業支援機関との連携を図り、人材の育成、新産業の創出等の課題解決を図る。また、さらなる活性化を図るため、事業規模や業種に捉われない企業等の交流を促進する。

4 『Charm』（チャーム 魅力）～企業の立地意欲が高まる環境の整備～

— 企業立地促進事業 —

企業立地における自治体間競争が激化する中、「企業立地優遇制度」を、市内外において幅広くPRするとともに、既存の企業の事業規模拡大を支援する。また、次代につながる産業の創出を図るため、環境エネルギーや光・電子産業などの新産業を対象に積極的な誘致活動を行う。さらに、立地後の雇用確保や立地環境の整備、販路拡大等を支援し、地域に根ざした事業展開が図れるような環境づくりを進める。

5 『Support』（サポート 支援）～工業振興推進体制の確立～

— 産業支援センター運営事業 —

平成20年に設置した富士市産業支援センターは、販路拡大や売上等に苦慮する事業者にとって大きな支えとなってきた。今後も、地域の産業支援機関との連携強化に努め、事業者の課題の解決に向け、総合的な支援に取り組む。

第6章 目標水準

本ビジョンでは、5つの基本方針を推進することで本市の工業の振興を図ることを目的としており、総合的な目標として、本ビジョン推進によって期待される製造品出荷額等の水準を想定するとともに、基本方針ごとに5年後における目標水準を設定し、ビジョン実現に向けての推進の目安とする。

総合的な目標

製造品出荷額等を10年後（平成27年）に過去のピーク時の水準に戻す

平成16年：1兆3,152億円 ➡ 平成21年：1兆3,513億円 ➡ 平成27年：1兆8,000億円

基本方針ごとの目標

指 標	ビジョン策定時	現 状	目標水準 (平成23年度～27年度)
①『Challenge』（チャレンジ 挑戦）			
企業&OB人材マッチング事業 におけるマッチング成立件数	1件	(平成18～21年度の累計) 96件	累計130件
起業者数	—	—	累計50人
ものづくり体験事業参加者数	—	—	累計150人
②『Creation』（クリエーション 創造）			
1事業所当たりの粗付加価値額	5億4,200万円	(平成21年) 5億400万円	6億4,000万円/年
「中小企業新事業活動促進法」 における「経営革新計画」承認企業数	17件/年間	(平成21年度) 26件	35件/単年度
産業財産権取得補助制度利用件数	—	(平成19～21年度の累計) 57件	累計100件
③『Collaboration』（コラボレーション 連携）			
富士市ものづくり企業データベ ースへの登録企業数	—	(平成21年度) 累計150件	累計400件
国の中小企業支援制度における 認定企業数	—	(平成18～21年度の累計) 新連携 累計3件 農商工連携累計0件 地域資源 累計1件	新連携 累計3件 農商工連携累計3件 地域資源 累計2件
異業種交流事業等参加事業所数	—	(平成21年度) 72事業所	累計850事業所
④『Charm』（チャーム 魅力）			
誘致件数（奨励金対象）	2件/年間	(平成17～21年度の累計) 12件	累計10件
BCP策定セミナー参加事業所数	—	(平成20・21年度累計) 30事業所	累計90事業所
⑤『Support』（サポート 支援）			
富士市産業支援センター利用者のう ち、成果のあがった事業所の件数	—	(平成21年度) 160件	累計1,000件
支援情報BOX閲覧件数	—	—	5,000件/年

富士市中小企業振興基本条例

平成19年3月26日
条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、富士市（以下「市」という。）の産業の基盤であり、市の発展を支えてきた中小企業の重要性にかんがみ、その振興について基本となる事項を定め、中小企業の競争力の向上、経営基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業の振興を図り、もって活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業者等、市、市民及び関係団体が一体となって、国、県その他機関との連携の下、環境との調和に配慮し、市の産業の永続的な発展に資する総合的施策を推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 第1条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づく基本的施策を次のとおり定める。

- (1) 中小企業の経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 中小企業の人材育成及び雇用の安定に関する施策
- (3) 新産業の創出及び起業支援に関する施策
- (4) 中小企業の産業基盤の整備に関する施策
- (5) 中小企業の資金調達の円滑化に関する施策
- (6) 中小企業に対する支援・連携ネットワークの構築
- (7) 中小企業に関する情報の収集及び提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(市の責務)

第5条 市は、前条に掲げる施策を社会経済情勢の変化に応じて計画的に実施するとともに、その実施に当たって次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施策の実施に要する庁内体制の整備及び財政上の措置に努めること。
- (2) 広く市民、関係者等の意見を聞き、施策の計画及び実施に反映させるよう努めること。
- (3) 国、県その他機関との連携を強化するとともに、必要に応じて国及び県の施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業者等の責務)

第6条 中小企業者等は、経営基盤の強化、従業員の福利厚生の向上及び雇用の安定に努めるとともに、地域環境との調和及び消費者の安全確保に十分配慮するものとする。

(市民等の理解及び協力)

第7条 市民及び市内の産業にかかわるものは、中小企業の振興が市民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

富士市工業振興ビジョン
－後期事業計画－
平成23年3月

発行 富士市商工農林部工業振興課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
TEL 0545-55-2779 FAX 0545-51-1997
E-mail: sy-kougyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市行政資料登録番号

22-63